

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

## 主 論 文 の 要 旨

論文題目 参勤交代旅行の研究

氏 名 宮川 充史

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、これまで大名統制を前提に扱われてきた参勤交代旅行の実態を、藩政史料だけでなく、幕府側や大名を受け入れる交通施設側の史料も用いて考察したものである。

参勤交代の研究は、その制度が幕藩制国家・社会の多方面に影響を及ぼしていたことから、明治・大正期から今日に至るまで蓄積を有している。序章では、それらの研究を整理し、研究動向を追った。参勤交代の本格的な研究は昭和期に入り、主に近世の交通史研究者の主導で行われ、その内容は制度や旅行に関わる研究であった。昭和末から平成期に入ると参勤交代研究は多様な視角から考察が行われ、旅行以外の論点からの成果が発表された。研究視角の多様化と近世の宿駅研究の停滞により、参勤交代の旅行研究も停滞する状況となった。参勤交代の旅行研究における課題として二点指摘した。

第一に、これまでの研究で中心的に利用された史料は、藩主の事績録や道中日記であり、行程や日時の特典、道中の様相を一時的に紹介するに止まっている。また、大名を受け入れる宿駅等の交通史料を用いた研究も、宿舎となる本陣史料を用いた研究に止まり、これまでの本陣休泊帳も翻刻や数量のみが述べられるだけであり、それらの成果が十分に活かされていない。

第二に、参勤交代の旅行そのものが大名統制の一部とみなされ、大名に旅行を強いることで財力を殺ぐとする見解を前提に研究が進められたことである。幕府は諸藩に対して、旅行路に応じて出立前の事前伺や届などの規制を課し、諸藩は出立前に伺をしている。しかしながら、大名統制を前提に扱うため、それらの旅行路規制の厳しさを指摘するに止まり、事例分析が不十分な状態にある。

第一の課題については、第一章で美濃路起宿の起渡船場に残る渡河記録と東海道、中山道の本陣休泊帳を用いて、西国諸藩の参勤交代路や時期を明らかにした。

第二章では、第一章で利用した渡船場史料から、参勤交代時の河川渡河の状況を考察した。具体的には、一般的な渡河と、起渡船場を管轄する領主尾張藩の御馳走対象時の渡河の違いを、徳島藩の事例を中心に考察し、旅費が増加する要因やその節約の困難さを明らかにした。

第二の課題に対する考察として、第三章・第四章を設けた。西国諸藩が、東海道本道以外の街道を利用する際に出す旅行伺について、江戸留守居日記にある伺と老中附札、宿駅等の交通史料から考察した。第三章は中山道と山崎通を対象にして諸藩の伺と幕府の回答を考察した。第四章では文政三年に実施された美濃路への旅行伺の制度化の目的と参勤交代の変容について考察した。この事前伺の制度化の目的は、それまで不統一であった伺・届の差出先を是正し、老中への伺に一本化するものであった。中山道・山崎通・美濃路の旅行伺や届を考察した結果、中山道については、必ずしも許可する訳ではなく、無用の事例もあった。山崎通、美濃路は通行理由を明記せずとも伺があれば基本的には利用は認められた。しかし、美濃路については毎回伺が必要であり、道中での変更は認められなかった。一方で、七里渡海の回避路である佐屋路の利用や、美濃路から東海道本道への変更は道中での届のみで可能であったことが明らかになった。

第五章は、第一・二の課題双方に通じる内容である。参勤交代で原則禁止されている脇道通行をめぐる幕府と藩との涉外とその利用実態を、美濃路の迂回路である大島堤通を事例に考察した。幕府側は脇道利用を当初は曖昧に終わらせようとしたが、藩側が先例や他藩の例を持ち出したことで事態が大きくなり、道中届出の方針が決定した。また、この道は輪中地帯を通る美濃路の洪水回避路として機能していたが、無届での利用は制限されていた。一方で、紀州街道とも称され、紀州藩の参勤交代や関係者の利用は毎回あった。

本論文の成果は第一に、西国諸藩の一部に限定されてはいるが、旅行路や参勤交代時期が明らかになったこと。第二に渡船場側の史料分析から、旅行費用節約の困難さが明らかになった。そして、第三章以下の考察から、幕府の旅行路規制は、表向きは厳格性を有しているものの、実態は伺や届をすれば利用は可能であり、必ずしも厳しく規制されていたものではなかった。むしろ、藩側から幕府の旅行路規制に対して、批判的対応をとることもあった。

以上が本論文の構成である。本論文の課題は終章にまとめ、西国諸藩の参勤交代旅行路や状況は付表として、(九州)、(四国・中国)、(畿内)、(近江・越前諸藩他)の四つに分類し一覧化した。